

奄美市告示57号

奄美市高齢者施設等食材費高騰対策支援金交付要綱を次のように定めた。

令和7年4月1日

奄美市長 安田 壮平

### 奄美市高齢者施設等食材費高騰対策支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、食材費の高騰により、運営に大きな影響を受けている高齢者施設等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、奄美市高齢者施設等食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）において使用する用語の例による。

#### (交付対象施設及び支援金の額)

第3条 支援金の交付の対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）及び支援金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供を行っていない施設は対象としない。

#### (交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者は、令和7年3月1日において、市内に

交付対象施設を有し，サービスを提供している事業者とする。

（交付対象期間）

第5条 支援金の交付の対象となる期間は，令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（利用者数）

第6条 別表に規定する利用者数は，令和7年3月1日から同月31日までの期間における当該対象施設の1日当たりの平均利用者数とする。

（支援金の交付申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，奄美市高齢者施設等食材費高騰対策支援金交付申請書に利用者数が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請期限は，令和7年5月30日までとする。

（支援金の交付決定及び確定の通知）

第8条 市長は，前条の申請があった場合は，当該申請に係る書類等の内容を審査し，支援金の交付を適当と認めるときは，速やかに支援金の交付の決定及び額の確定を行い，その旨を奄美市高齢者施設等食材費高騰対策支援金交付決定兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は，支援金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは，既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（様式）

第10条 この要綱の施行に必要な様式等は，別に定める。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、第9条の規定に係る支援金の返還については、同日以降もその効力を有する。

### 別表（第3条関係）

種別	対象施設	支援金の額（千円未満切上げ）
入所系1	養護老人ホーム 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	12,000円×利用者数
入所系2	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 特定施設入所者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所	4,200円×利用者数
通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所	2,100円×利用者数